2025年 3 月 14 日

各　位

会 社 名　　株式会社ナイガイ
代表者名　　代表取締役社長　　今泉　賢治
（コード：8013　東証スタンダード市場）
問合せ先　　取締役常務執行役員　　市原　聡
管理部門担当
（Tel　03-6230-1654）

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議しましたので、お知らせいたします。

記

１．自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。

２．取得の内容

（１）取得する株式の種類	当社普通株式
（２）取得する株式の総数	450,000株（上限） （自己株式を除く発行済株式総数に対する割合　5.52%）
（３）株式の取得価額の総額	100,000,000 円（上限）
（４）取得期間	2025年 3 月17日から 2025 年 9 月30日まで
（５）取得方法	東京証券取引所における市場買付

（ご参考）2025年 1 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	8,148,847 株
自己株式数	68,434株

以上